

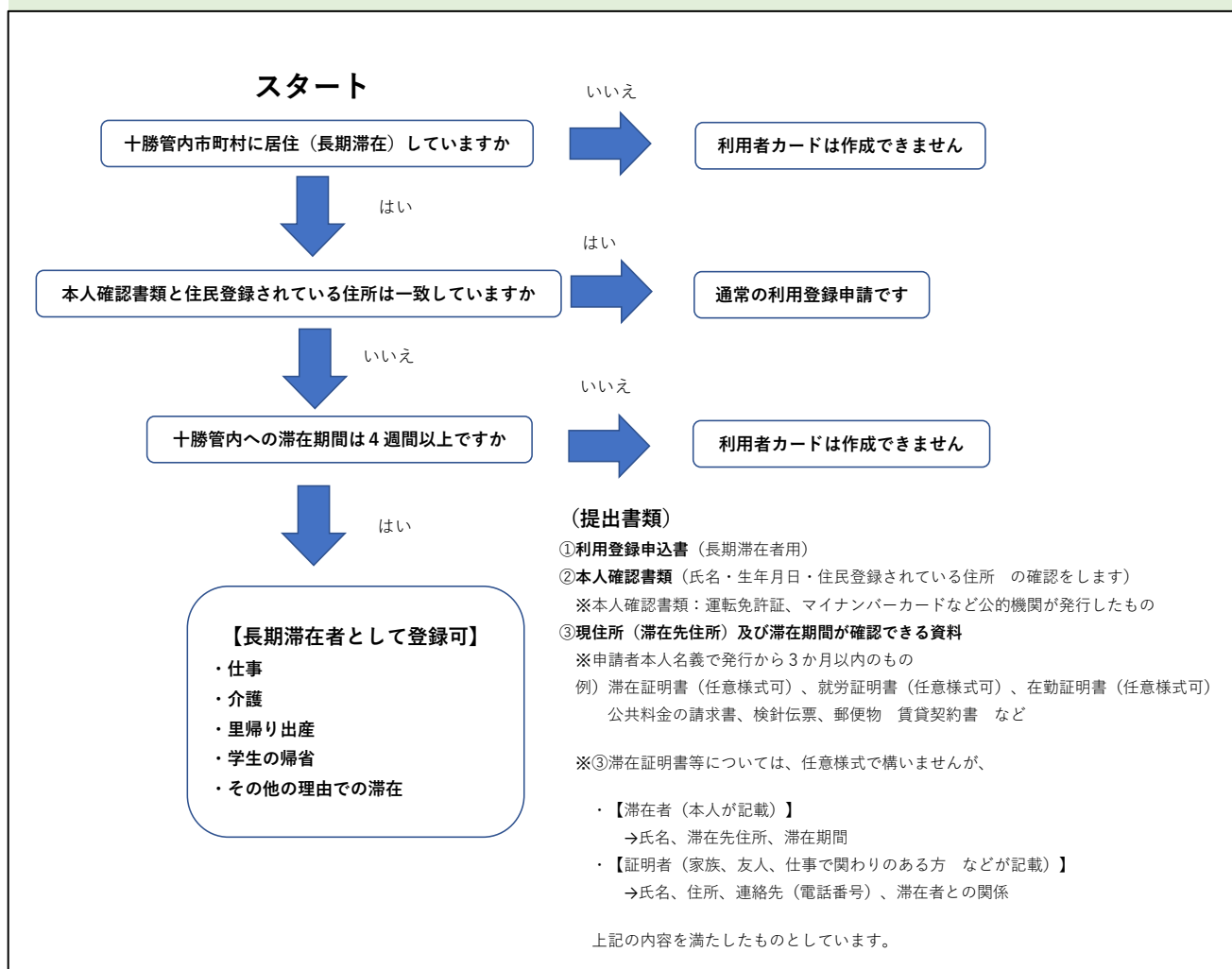
帯広市図書館 長期滞在者 利用者カード作成フロー図

帯広市図書館では

利用登録申請を受付した日から、十勝管内市町村へ一定期間（4週間）以上の滞在がある方は十勝管外の方でも、長期滞在の利用者として当館の利用者カードを作成し、図書館を利用することができます。

下記のフロー図のいずれかに該当する方は、必要書類をご確認いただき当館1階カウンターへ申請してください。その他不明な点はお手数ですが、当館までお問合せ願います。

利用者カード作成フロー図



【滞在証明書等の証明者欄を記入する方へ】

当館では、利用者カードを作成された方に当館の所蔵本を貸出しております。

当館の貸出本は原則2週間、延長手続きをした場合最長4週間で返却する必要があります。

万が一、貸出本の返却がない場合、延滞として督促を行います。

その際、申請者本人と連絡がつかない場合には、代わりに証明者へ連絡を差し上げることがありますので、あらかじめご了承ください。